

1965年臨時国勢調査の概要

調査の期日

1965年臨時国勢調査は1965年10月1日午前零時現在によって行なわれた。

これは本土の国勢調査期日に準じたわけで戦後3回の国勢調査は12月1日で行なわれた。

調査の根拠法令

1965年臨時国勢調査は統計法（1954年9月14日立法第43号）第5条の規定に基づいて行なわれた。

統計法第5条では、国勢調査は「政府が全住民について行なう人口に関する調査」と定義し、その実施については「国勢調査はこれを10年毎に行なわなければならない。前項の期間の中間において行政主席が必要と認めた時は、臨時の国勢調査を行なうことができる」と規定してある。この規定によって実施された。

さらに1965年臨時国勢調査の実施に際しては、次の関係告示がなされ、実施に関しては調査の内容および実施手続きを定め規則や訓令が制定された。

調査の指定および実施に関する告示

指定統計第18号1965年臨時国勢調査としての指定の告示（1965年7月27日告示第270号）

1965年臨時国勢調査の実施に関する告示（1965年7月27日告示第271号）

調査実施に関する規則および訓令

1965年臨時国勢調査規則（1965年7月27日規則第79号）

1965年臨時国勢調査執行心得（1965年7月27日訓令第32号）

調査の地域

1965年臨時国勢調査は琉球政府章典第1条に定める諸島および領海について行なわれた。この範囲は旧沖縄県に相当するもので次のとおりである。

北緯	東経	
28度	124度40分	
"	"	122"00"
"	"	133"00"
"	"	131"50"
"	"	128"18"
"	"	128"18"

調査の対象

1965年臨時国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで「常住している人」とは、当該世帯に3ヶ月以上住んでいるか、あるいは、3ヶ月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」をみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（1958年立法第3号）第1条に掲げる学校に在学している人については通学のため宿泊している場所（たとえば自宅、下宿先、寄宿先等）で調査した。
- 2 身体障害者福祉法（1953年立法第81号）第5条第1項の施設に入所している者はその宿泊所
- 3 生活保護法（1953年立法第55号）による養老施設、救護施設などに入所している人は、その人の宿泊している場所
- 4 児童福祉法（1953年立法第61号）の規定する施設に入所している人はその人の宿泊している場所
- 5 政府立病院の結核病棟の収容者はその収容先
- 6 民間および公営の医療施設に入院している人は入院してすでに3ヶ月以上にわたる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3ヶ月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。

7 船舶に乗り組んでいる人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、その船舶に住所があるものとして調査した。

(調査時前に琉球列島内の港湾を離れ、調査時後3日以内に琉球列島内の港湾にはいった船舶に乗っている者で、その船舶に住居のあるものについては、これを調査時前ににおいて琉球列島内に住居を有する者とみなした。)

8 刑務所、少年院に収容されている人は、その収容先

9 3カ月以上にわたって住んでいる所、又は住もうと思っっている所がない人は、調査時にその人がいた場所 で調査した。

上の定義によって琉球内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象となったが、特に次に掲げる人は、調査から除外した。

1 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員または軍属およびその家族

2 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者およびこれらの家族

3 軍施設内に住居を有する非琉球人およびその配偶者ならびに子となっている琉球人

1965年臨時国勢調査の対象人口を従来の国勢調査と比較すると、1930年国勢調査の人口は現在人口であり、1955年臨時国勢調査の人口は常住人口であるが、常住の期間が4ヶ月であり、1960年および1965年臨時国勢調査の人口は常住人口で常住の期間が3ヶ月となっている。

調査の事項

1965年臨時国勢調査では次に掲げる調査事項について調査した。

(個人について調査した事項)

(世帯について調査した事項)

1 氏 名

12 世帯の種類

2 世帯主との続柄

13 住居の種類

3 男女の別

14 住宅の居住室数

4 出生の年月

15 住宅の居住室の畳数

5 配偶の関係

6 国 籍

7 仕事をしたかどうかの別(就業状態)

8 勤め先、業主などの名称(所属の事業所の名称)

9 勤め先、業主などの事業の種類(所属事業所の産業)

10 本人の仕事の種類(職業)

11 従業上の地位

調査の組織

1965年臨時国勢調査は、企画局統計庁を主管部局とする。行政主席—市町村長—国勢調査指導員—国勢調査員の指揮系統を通じて行なわれた。

企画局統計庁においては1965年3月26日に1965年臨時国勢調査実施本部が設置され、調査区の設定調査の企画、調査用品、書類などの準備、市町村における調査実施業務の指導、調査結果の製表計画がなされた。市町村においては指導員および調査員の申内事務、調査員の指導、調査票類の収集検査、調査票類の送付など、調査の実施に直接関連する業務が行なわれた。

実地の調査は、1965年臨時国勢調査のために特に任命された3,351人の調査員によって行なわれ、又、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために106人の指導員、153人の点検員が任命された。

調査の方法

1 調査区

調査の実施に先立ち、1965年臨時国勢調査のための調査区が設定され、市町村別に市町村調査区地図が作成された。この調査区は、1960年国勢調査の調査区とは異なった基準により全面的に設定替えされたものである。すなわち、前回は行政区の境界にとらわれることなく、原則として地理的に明瞭な地形地物を境界として設定されたのに対し、今回の設定にあたっては、町、字の地域ごとに調査区を設定した。従って原則として一つの調査区が二つ以上の町、又は字にまたがることはなく、又、調査区をいくつかあわせれば必ず一つの町、又は字の地域になるように1964年10月1日現在の状態で設定した。

調査区設定にあたっては、市町村の区域ごとに、まづ特別調査区（広大な地域、社会施設地域、刑務所、少年院のある地域、軍用地20人以上常住者がいる寄宿舎などのある地域）水面調査区（那覇港、泊港、運天港、平良港、石垣港）と設定し、残る地域については、調査区の世帯数がおおむね60世帯を含むよう地域的に明瞭な地形地物によって一般調査区を設定した。

以上の各種調査区の数は、次の通りである。

(1) 一般調査区	3,291
(2) 特別調査区	204
イ 無人および広大な地形	89
ロ 社会施設のある地域	18
ハ 少年院、刑務所	4
ニ 軍用地	65
ホ 20人以上の寄宿舎	28
(3) 水面調査区	5
合計	3,500

このようにして設定された調査区は、1965年臨時国勢調査の実施の基礎となり、各調査区に原則として1名の調査員を配置して調査を行なった。

なおこの調査区は、国勢調査終了後も、各種統計調査、特に標本調査の抽出単位として広く利用されている。

2 調査票

1965年臨時国勢調査に用いられた調査票は、1枚に12人記入できる連記票で世帯ごとに作成された。

調査票の記入は、世帯主あるいは、世帯員の答申にもとづいて国勢調査員が記入した。なお、外人については英文の調査票によって調査がなされた。

3 準備調査

国勢調査員は1965年9月25日から26日までの2日間に受持調査区を確認し、受持調査区内の世帯を巡回訪問し調査区要図と世帯名簿に所定の事項を記入すると共に、各世帯に「おぼえがき」を配布して協力を依頼した。

4 本調査

本調査は1965年10月1日から10月4日までの4日間に行なわれた。この期間に調査員は、受持調査区内の世帯を再訪問して「おぼえがき」を参考にして世帯主又は、代表者もしくは世帯員にあらためて質問し、その答申によって調査票の記入を行なった。

5 特別地域の調査

(1) 特別調査区のうち厚生園、刑務所などの施設内の調査は、関係当局と連絡協議の上、原則としてその施設内の職員を調査員として調査したが、港とか警察の留置場などは当該市町村長の監督の下に調査員が行なった。

(2) 軍施設地域内の米軍要員（軍人、軍属など）は調査から除外されたが、その地域内に調査の対象となる琉球人などの居住者がある場合は、立入禁止の地域に対しては、米国民政府の協力を得て調査を実施した。

集計および結果の公表

1 速報人口

1965年臨時国勢調査による最初の結果数字として、全琉の市町村の男女別人口および世帯総数を1965年11月30日に公表し、「速報人口」が刊行された。

2 確定人口

確定人口は本調査票により市町村別に計集を行ない、1966年4月30日に公表し「確定人口」を刊行した。

3 最終報告

全沖縄総括編で1968年6月末日までに報告書を刊行する。

集計の方法

- 1 集計は企画局統計庁において、機械集計によって行なった。
- 2 結果の集計事項は次のとおりである。

統計表種目

結果原表番号	事 項	表 章 地 域
第1表	市町村別、男女別人口および世帯数	全沖縄、地区、市町村
第2表	年令各才および男女別人口	全沖縄、地区、市町村
第3表	行政区および男女別人口	全沖縄、地区、市町村
第4表	島嶼別、年令（5才階級）、男女別人口	全沖縄
第5表	国籍、男女別人口	全沖縄、地区、市町村
第6表	配偶関係、年令（5才階級）および男女別、15才以上人口	全沖縄、地区、市町村
第7表	労働力状態（7区分）、年令（5才階級）および男女別15才以上人口	全沖縄、地区、市町村
第8表	産業（中分類）、年令（5才階級）男女別15才以上就業者数	全沖縄、地区、市町村
第9表	産業（中分類）、従業上の地位（3区分）男女別15才以上就業者数	全沖縄、地区、市町村
第10表	従業上の地位（3区分）、年令（5才階級）男女別15才以上就業者数	全沖縄、地区、市町村
第11表	従業上の地位（3区分）年令（5才階級）配偶関係男女別15才以上就業者数	全沖縄、地区
第12表	職業（中分類）年令（5才階級）および男女別15才以上就業者数	全沖縄、地区、市町村
第13表	職業（中分類）従業上の地位（3区分）および男女別15才以上就業者数	全沖縄、地区、市町村
第14表	職業（大分類）従業上の地位（3区分）配偶関係別15才以上就業者数	全沖縄、地区
第15表	産業（中分類）職業（中分類）男女別15才以上就業者数	全沖縄
第16表	世帯の種類、世帯人員別世帯数および世帯人員	全沖縄、地区、市町村
第17表	世帯の類型別普通世帯数	全沖縄、地区、市町村
第18表	普通世帯の構成、親族世帯の家族構成、親族人員別普通世帯数、普通世帯人員、親族人員および平均普通世帯人員	全沖縄、地区、市町村
第19表	住居の種類および住宅の所有の関係別普通世帯数、普通世帯人員、居室数および畳数（1人の準世帯は持掲）	全沖縄、地区、市町村
第20表	住宅の所有の関係、世帯人員および畳数別普通世帯数、普通世帯人員および一世帯当り一人当り畳数	全沖縄、地区、市町村
第21表	住宅の所有の関係、世帯人員、室数別住宅に住む普通世帯数、普通世帯人員および一世帯当り世帯人員	全沖縄、地区、市町村
第22表	住宅の所有の関係、室数、一人当り畳数別住宅に住む普通世帯および普通世帯人員	全沖縄、地区、市町村
第23表	出生の年月、男女別人口	全沖縄

(注) (1) 市町村の場合、第8、9、12、13表は産業、職業ともに大分類で表章した。

- (2) 市町村別の結果表章は第20表、第21表、第22表は総数、持屋、借家、給与住宅間借のみとし、世帯人員別、もしくは室数別の表章は行なわない。
但し都市計画法に基づく都市計画区域（那覇市、石垣市、平良市、宜野湾市、浦添村、名護町、具志川村、コザ市）については世帯人員別もしくは室数別も表章する。

用語の解説

行政区

1965年9月30日現在による市町村長からの報告による行政区と各々の市町村にある特殊施設（刑務所、学生寮、厚生園、療養所など）である。

年 令

年令は調査期日（1965年10月1日）現在による満年令である。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無によらず、実態の状態により次のように区分した。従って、たとえば有配偶には内縁関係にある人も含まれる。また法律上は離婚していても実際は別居して離婚と同じ状態にあるものは離別とした。

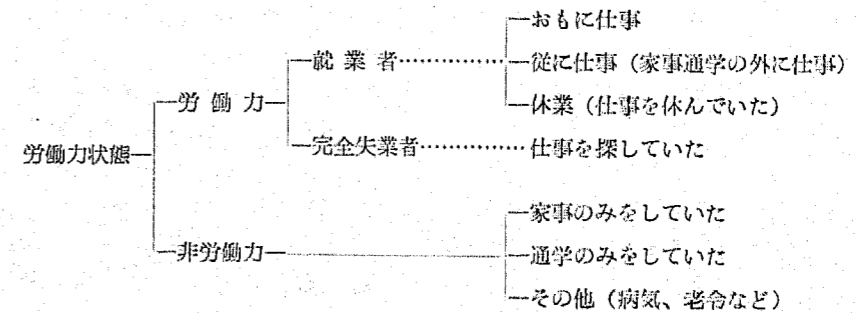
- 未婚 また結婚したことのない人
- 有配偶 現在妻または夫のある人
- 離別 妻または夫と離別して現在独身の人
- 死別 妻または夫と死別して独身の人

国 籍

国籍は日本籍と外国籍に区分し、日本籍は沖縄と他府県に、外国籍はアメリカと中国、その他に区分した。

労働力状態

1965年臨時国勢調査では1950年9月30日までに生まれた満15才以上の人について、1965年9月24日から9月30日までの1週間（以下調査週間という）の事実によって労働力状態を次のように区分した。



上に示した各区分の内容を概説すると次のとおりである。

就業者—調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料、その他種類のいかんを問わず、収入を伴う仕事を1時間以上した場合をいう。従って会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん農家、漁家、商店、工場などの業主が自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また農家、商店、医院などの家業の手伝いをした場合は無給であっても収入になる仕事をしたこととして就業者に含める。
おもに仕事—おもに勤め先や自家営業などの仕事をしていていた場合をいう。
従に仕事—おもに家事や通学などをしていて、ほかに少しでも仕事をした場合をいう。
休業(仕事を休んでいた)—収入になる仕事を持っていたが週間中仕事をしていなかった人で、次のいつれかにあたる場合を休業とした。

- (1) 勤め先からこの1週間の賃金、給料をもらったか、もらうことになっている場合
 - (2) 勤め先の都合や事業不振などのために仕事ができなかった場合
 - (3) 病気、怪我などのため、あるいはその他の個人的な理由で勤め先を休んでいた場合
 - (4) 季節的に繁忙のある仕事に従事している人で、たまたま調査週間中がその暇な時にあった場合
 - (5) 自家で事業を営んでいる人がそれを臨時休業した場合
- 以上のような理由で、一時的に事業を休んでいるが、それらの理由が解消すれば再び就業することができる人をいう。

完全失業者——調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ仕事を積極的に探していた人をいう。

非労働力——調査週間中収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが不可能であるか、または仕事を積極的に探さなかった人をいう。(例えば家事をしていた者、通学をしていた者、老令、不具者などで働くことができなかった者、その他)

産 業

産業は就業者については調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類により、休業者(仕事を休んでいた人)については、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によって、その分類項目をきめた。働いていた事業所が2つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。また事業所が2種以上の事業を営んでいる場合は、おもな事業の種類によった。分類は総理府統計局が用いた「昭和40年国勢調査の産業分類」を準用した。1960年国勢調査の産業分類と異なる主な点をあげると次のとおりである。

1965年	1960年
農 業 農 業 林 業、狩 猟 業 林 業 狩 猟 業	農 林 業 農 林 業
製 造 業	製 造 業
飲 料 製 造 業	アルコール飲料製造業 清涼飲料製造業
その他の食料品製造業	水産食品製造業 肉製品、乳製品製造業 その他の食料品製造業
繊維工業(衣服、その他繊維製品を除く)	製 糸 業 紡 績 業、ねん 糸 業
衣服その他の繊維製品製造業	織 物 業 そ の 他 の 織 維 工 業
た ば こ 製 造 業 木材、木製品製造業(家具を除く) 家具、装 備 品 製 造 業 パルプ、紙、紙加工品製造業 出版、印刷、同 関 連 産 業	そ の 他 の 製 造 業

1965年	1960年
化学工業 石油製品、石炭製品製造業 ゴム製品製造業 皮革同製品製造業 窯業、土石、製品製造業 鉄鋼業、非鉄金属製造業 金属製品製造業 機械製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 医療、理化学、光学機械器具時計製造業 その他製造業	
卸 売 業、 小 売 業 卸 売 業 小 売 業	卸 売 業、 小 売 業 製 造 小 売 業 その他の卸売業、小売業
金 融、 保 険、 不 動 産 業 金 融、 保 険 業 不 動 産 業	金 融、 保 険、 不 動 産 業 金 融 業 保 険 業 不 動 産 業
サ ー ビ ス 業 対 個 人 サ ー ビ ス 業 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 修 理 業 娯 楽 業 医 療、保 健 業 教 育 駐 留 軍 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	サ ー ビ ス 業 駐 留 軍 そ の 他 の サ ー ビ ス 業

1 農 業

農業とは各種農作物の栽培、家畜、家きんなどの飼養、蚕の飼育、蚕種の製造、養蜂などの事業およびこれらの事業に直接関係するサービスを行なう事業をいう。

2 林業、狩猟業

林業とは、森林の育成、薪および木炭の製造、樹皮、その他の林産物を採集、苗木の植付、手入れ、代木造材、運材などの作業を請負う事業をいう。

狩猟業とは、野生動物の狩猟、わなかけなどを行なう事業をいう。

3 漁業、水産養殖業

海面および内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業および海面または内水面において人工的設備を施し、水面物植物の養殖を行なう事業をいう。捕鯨母船または蟹工船などの漁船内で製造加工を行なう事業は含まれる。

4 鉱業

有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体またはガスの状態で生ずる鉱物を採掘または採取する事業およびこれらの選鉱その他の品位向上処理を行なう事業をいう。試掘、開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業を請負う事業および鉱山内の鉱石の運搬作業を請負う事業は含まれる。

天然ガスを採集し、これを導管により一般の需要に応じ供給する事業は含まない。

5 建設業

建築物、土木施設、その他土地に継続的に接着する工作物およびそれらに付帯する設備の新設、改造、修繕、解体、除去、移設、土地、水路などの改良、造成、機械装置の据付け、解体、移設などの建設工事を施行する事業をいう。

政府、地方公共団体、電信電話公社が建設工事を遂行するために設けた建設事業所は含まれる。建設工事の設計、管理を行なう事業および鉱物を採集するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を請負う事業は含まない。

6 製造業

有機または無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業をいう。完成された部分品を組立てるだけの作業を行なう事業、船舶の修理、車両の再建造または改造、航空機のオーバーホールを行なう事業、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を行なう賃加工業および印刷、出版の事業は含まれる。

7 卸売業、小売業

卸売業とは、商品を仕入れこれを小売業または他の事業所のために商品の売買の代理行為を行なう事業や仲立人として商品の売買の斡旋を行なう事業をいう。

小売業とは商品を仕入れこれを個人または家庭消費者に販売する事業をいう。製造した商品をその場所で個人または家庭消費者に販売する事業、農林、水産業の生産に必要な商品を農家、漁家に直接販売する事業および飲食店などは含まれる。

8 金融、保険、不動産業

銀行業務、信託業務、証券業務およびその他の金融事業、保険事業、保険代理事業およびこれらに付帯するサービスを提供する事業、不動産の売買、交換、賃貸、管理、不動産の売買、賃貸、交換の代理または仲介を行なう事業をいう。

9 運輸、通信業

鉄道、自動車、牛、馬車、その他の軽車両、船舶、航空機により旅客または貨物の輸送を行なう事業およびこれらの輸送に付帯するサービスを行なう事業、倉庫に物品を保管する事業、郵便事業、電信事業、電話事業、放送事業および通信に付帯するサービスを行なう事業をいう。

10 電気、ガス、水道業

電気、ガスおよび水（灌漑用水を除く）を供給する事業ならびに汚水の処理を行なう事業をいう。自家用発電の業務は含まれる。

11 サービス業

旅館、下宿、貸間などの宿泊施設を提供する事業、個人に対するサービスを行なう事業、たとえば洗濯、洗張り写真撮影、理髪、整容、浴場、衣服の裁縫、物品の預り、物品の賃貸などの事業、修理を行なう事業、娯楽を提供する事業、医療を行なう事業、教育を行なう事業、宗教活動を行なう事業、法律、会計、著述、その他の専門的サービスを行なう事業、および他に分類されない各種のサービスを提供する事業をいう。なお、駐留軍に直接雇用されているものはこの項に分類したが、間接に雇用されているものはそれぞれその事業の種類によって各産業に分類した。

12 公務

政府、市町村など立法事務、司法事務および本来の行政事務を行なう官公署をいう。

政府、または地方公共団体が直接社会公共のために自ら経営する非権力的な業務を行なう官公署および公営企業、収益事業、直営建設工事などを行なう官公署の一部局（現業部門、作業部門）は含まない。

13 分類不能の産業

いづれの項目にも含まれない事業をいう。これは主に調査票の記入が不備であっていづれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類しえないものである。

職業業

職業は就業者については調査週間中その人が働いていた事業所で実際に従事していた仕事の種類により、調査週間中仕事を休んでいた者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によってその分類項目をきめた。その事業所で調査週間中2種以上の仕事をした場合には、おもな仕事の種類によった。

職業分類は総理府統計局の昭和40年国勢調査のために作成された職業分類を準用した。なお職業大分類の場合は、次の点について組替えを行えば、1960年国勢調査の結果と接続する。

1965年 1960年 職業大分類の比較

1965年	1960年	移項項目（昭和35年分類の中分類項目）
9 保安サービス従事者		編入項目 保安サービス従事者
10 サービス職業従事者	9 サービス職業従事者	除外項目 保安サービス従事者

註) 1、編入項目とは1960年（昭和35年）職業大分類に加えることであり、除外項目とは1960年（昭和35年）職業大分類から除くことである。

2、保安サービス従事者とは国家の防衛、社会、個人および財産の保護、監視、公共の秩序維持などの仕事に従事するものをいう。

1 専門的、技術的職業従事者

高度の専門的水準において、専門的、科学的知識を応用し、技術的業務に従事するものおよび教育、芸術、医療、法律、その他の専門的性質の業務に従事するものをいう。この業務を遂行するに通常、大学、研究機関などで特殊の科学的その他の専門的分野の訓練またはこれと同程度以上の知識と実際の経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

2 管理的職業従事者

事業経営方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、人事管理作業の監督、統制など、もっぱら経営体の全般または1あるいは2以上の部門および課以上の内部組織の経営管理の業務に従事するものをいう。政府および地方公共団体の各機関の公選された公務員は含まれる。

3 事務従事者

一般的な知識経験にもとづいて、所属事業所の業務について企画、立案、管理、執行に関する書記業務、人事文書、会計、その他の書記的業務、運輸、通信に関する書記的業務に従事するものおよび各種事務用機器の操作を行なうものをいう。

4 販売従事者

商品、不動産、有価証券などの売買、売買の仲立ち、取次ぎまたは代理、勧誘、受注などの仕事、金融および保険の代理、募集の仕事、サービスの勧誘、仲立ちの仕事など、売買および類似の仕事に従事するものをいう。

5 農林、漁業従事者

作物の栽培、養蚕、家畜、家きんなどを飼育する作業、材木の育成林産物を採取する作業、水産動植物を採捕養殖する作業およびこれらに類似の作業に従事するものをいう。

6 採鉱、採石従事者

鉱物の試掘、採掘、選別の作業、採石場において、表土取り、削岩、各種石材の切出し作業、坑道の掘進、保持、充てん作業、坑内における運搬作業および他に分類されない採鉱採石に関連する作業ならびに採鉱、採石類似の作業に従事するものをいう。

7 運輸通信従事者

機関車、電車、自動車、船舶、航空機などの輸送機械、装置の操作運転および他に分類されない運輸に関連する作業に従事するもの、通信設備の通信操作、技術操作および他に分類されない通信に関連する作業に従事するものをいう。ただし、漁船（母船、運搬船などを除く）の運航、船務に従事するものおよび船舶、航空機、自動車などの操作、運転に従事する警察官、消防員は含まない。

8 技能工、生産工程従事者および単純労働者

手道具、機械または手で原材料を加工または組立てる作業、製造するための機械、装置の操作、建設機械、据付機関の操作・建設工事の作業、発電、変電などにおける機械装置の操作、保全の作業および他に分類されない技能的作業、生産工程の作業、筋肉労働作業に従事するものをいう。

この仕事は、工程に関する包括的な知識、手芸的器用さ、機械装置の操作的能力、肉体的努力などを必要とするが、反復的、限定的な作業である。

9 サービス職業従事者

個人および財産の保護、公共の秩序維持、個人家庭における用務 個人の身のまわりに関する接客用務など他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

10 分類不能の職業

いづれの項目にも含まれない職業をいう。これは主に調査票の記入が不備であっていずれに分類すべきか不明の場合または記入不詳の分類しえないものである。

従業上の地位

従業上の地位は、就業者については、調査週間中その人が働いていた事業所における地位により仕事を休んでいた者についてはその人がふだん働いている事業所における地位によって次のように区分した。

自営業主

個人で事業を営んでいる人をいい、たとえば個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦、行商人などが含まれる。

家族従業者

個人商店や農漁家などで自分の家族の経営する事業を手伝っている人をいう。

公民雇

官公庁、会社、団体、公社又は個人に雇われている人をいい、一般の会社員、工具、公務員、団体職員、個人商店の雇い人、家事従事者などや、日雇、臨時雇いはもちろん会社の社長、取締役、監査役、団体の理事、監事、公社や公団の総裁、理事、監事などもこれに含まれる。

軍 雇

軍に雇われている人をいい、米軍および米軍関係の仕事をして賃金、給料を受けている人をいう。

イ、沖縄米陸軍工兵隊に勤めている人などや米民政府に勤めている人。

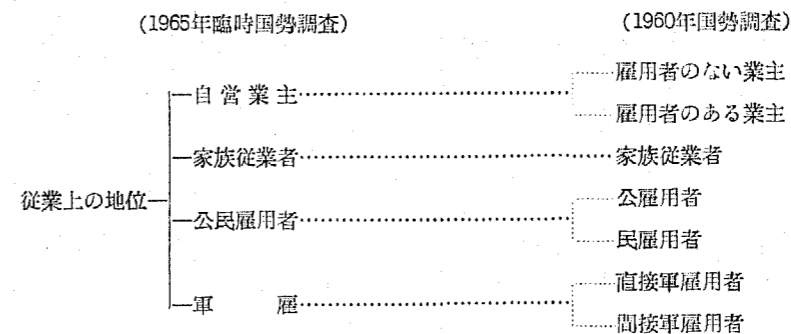
ロ、米軍関係の施設（PX、軍クラブ）などに仕事をしている人。

例えばPX、下士官クラブ、LEXなどに勤めている人。

ハ米軍関係の諸請負者、または下請業者の雇用者、軍人軍属の家庭従事者。

例えば軍施設内の工事現場で働いている人やハウスマイド、ガーデンボーイなどのことをいう。

1960年国勢調査における従業上の地位区分は6区分であったが、これと1965年臨時国勢調査の従業上の地位区分との関係が次のとおりである。



世帯の種類

この調査で世帯とは、住居および生計をともにする者の集り、または独立して生計を維持する単身者をいい、これを普通世帯と準世帯に区分し、準世帯はさらに次の2～7に区分した。

1 普通世帯

一般の家庭のように住居と生計をともにしている人達の集まりをいう。ただし、ひとりで1戸をかまえて暮らしている場合もこれに含まれる。

2 一人の準世帯

下宿屋や一般の家庭などに下宿している単身者や一般の家庭に間借している単身者をいう。

3 学校の寄宿舎の準世帯

学校の寄宿舎、寮で起居をともにし学校に通っている学生、生徒の集まりをいう。

4 会社の寄宿舎、営業使用人の準世帯

会社、官公庁、団体などの寄宿舎、独身寮で起居をともにしている単身の職員などの集まりや、商店の住み込みの営業使用人だけの集まりをいう。

5 社会施設の準世帯

養老院、児童保護施設などの社会施設に収容されている人々の集まりをいう。

6 入院患者の準世帯

病院、療養所などにすでに3ヶ月以上入院している入院患者の集まりをいう。

7 その他の準世帯

陸上に自宅のない単身の船舶乗組員など、1～6のどれにもあてはまらない世帯をいう。

なお、1965年、1960年の両国勢調査について世帯の定義の相違する点は下記のとおりである。

事 項	1965年	1960年
住み込みの家事従事者 住み込みの営業従事者	何人いても雇い主の世帯に含めた	その一人一人を1世帯とした。
下 宿 人	5人以下であれば雇い主の世帯に含め、6人以上であれば営業使用人だけをまとめて1世帯とした。	4人以下であればそのひとりびとりを1世帯とし5人以上であれば営業使用人だけをまとめて1世帯とした。
	そのひとりびとりを1世帯とした。	4人以下であればひとりびとりを1世帯とし、5人以上であれば下宿人だけをまとめて1世帯とした。

世帯の種類

世帯は次のように区分した。

1 高令者世帯

男子65才以上、女子60才以上のみで構成するか、またはこれらに18才未満の者が加わった世帯をいう。

2 児童世帯

18才未満の者のみをもって構成する世帯をいう。

3 母子世帯

死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む）で現に配偶者のない18才以上60才未満の女子（配偶者が未帰還、未復員などで生死不明の場合を含む）と18才未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯をいう。

4 その他の世帯

1～3以外のすべての世帯をいう。

家族の構成

家族構成の分類は次のとおりである。

1 1世代世帯——夫婦、夫婦とその兄弟などで構成される世帯

2 2世代世帯——夫婦と子供、夫婦子供と夫婦の兄弟、片親と子供などで構成される世帯

3 3世代世帯——両親と子供のある夫婦、片親と子供のある夫婦で構成される世帯

4 その他の親族世帯——4世代以上、祖父母と孫（中間欠）などで構成される世帯

この調査で住居とは、人が住んでいるか、人が住めるように造られたか、造りなおされたりしている建物、設営物の一部もしくは全部で、他人の居住する部分を通らずに街路、共通の通路、共同の広場、または、広間などに入出できる独立の居住生活ができるようになっているものをいう。

住居の種類

住居はこれを住宅と非住宅に区分し、住宅はさらに所有関係別に区分した。

1 住宅

住宅とは、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、また改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む）をいう。したがって1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立して家庭生活ができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお店舗や作業所つきの住宅もこれに含まれる。今回の国勢調査では住宅を次のとおり所有関係を区分した。

(1) 持屋

その世帯が所有している住宅をいう。この場合登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いの完了していない場合でもこれに含まれる。

(2) 借家

その世帯が借りている住宅（「給与住宅」を除く）この場合家賃の支払いの有無を問わない。また賃貸アパートもこれに含まれる。

(3) 給与住宅（社宅、公務員住宅など）

会社、官公庁、団体などが所有または管理していて、その職員、労働者を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。会社あるいは雇い主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も給与住宅に含めた。

(4) 住宅に間借

他の世帯の住んでいる住宅（持屋、借家または給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

2. 非住宅

(1) 寄宿舍、下宿屋

生計をともにしない単身者のあつまりを居住させるために建てられ、または改造された建物をいう。

(2) その他の住居

病院、学校、旅館、会社、工場、事務所など住宅でない建物で、寄宿舍、下宿屋以外のものをいう。臨時応急的に作られた住居、たとえば、仮小屋、天幕小屋などもこれに含まれる。